

光市監査委員告示第 1 号

地方自治法第 1 9 9 条第 9 項の規定により、令和 5 年度定期監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和 6 年 5 月 2 9 日

光市監査委員 松 本 利 幸

同 田 中 陽 三

令和 5 年 度

定 期 監 査 報 告 書

光 市 監 査 委 員

定 期 監 査 の 結 果 報 告

1 光市監査委員監査基準への準拠

令和５年度の定期監査は、光市監査委員監査基準に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法第１９９条第４項による定期監査

3 監査の実施期間

令和５年１１月２０日から令和６年４月２５日まで。

4 監査の対象

光市病院局（光総合病院、大和総合病院）、光市水道局

5 監査の実施内容

地方公共団体の財産のうち、行政財産は地方自治法第２３８条第４項により「普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することを決定した財産」となっており、同法第２３８条の４第７項で「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。」とされている。

本市においても、関係する条例等に基づき行政財産の目的外使用許可を行っているところであるが、行政財産を使用することによって特定の者が特定の利益を受けるものであることを踏まえ、行政財産の適正な管理と公正・公平の観点から、許可する相手方の審査や使用料の算定など、一連の事務処理が関係法令等に基づ

き適正に実施されているかについて、監査手続を通じて検証することを目的として実施した。

監査に当たっては、所管課から提出された関係書類を確認するとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取して実施した。

6 監査の主な着眼点

- (1) 使用許可する相手方は適切か。
- (2) 使用許可の理由は適切か。
- (3) 使用許可の期間、範囲及び許可条件等は適切か。
- (4) 使用料は一定の基準に基づき計算された適切な金額か。
- (5) 使用料の減額又は免除の理由は適切か。

7 監査の結果

監査の結果、おおむね適正に事務処理されていると認められたが、次の事項について検討のうえ改善されたい。

(1) 共通事項（光市病院局、光市水道局）

ア 行政不服審査法に基づく教示について

行政財産の使用許可は「行政処分」であるため、行政不服審査法第82条第1項により、当該処分について不服申立てができること並びに不服申し立てをすべき行政庁及び不服申立てができる期間を書面で教示しなければならないことになっている。

しかしながら、光市病院局及び光市水道局とも、書類を確認した全てにおいて使用許可決定通知書にこの教示がなかったため、適正な取り扱いに留意されたい。

（２）光市病院局（光総合病院関係分）

ア 使用料の額について

（ア）減免の取り扱いについて

金融機関の現金自動受払機を設置するものについて、光市病院等事業の行政財産の目的外使用に係る使用料規程（以下「使用料規程」という。）で使用料の額が定められているが、起案文書にその使用料を免除する理由が記載されていないにも関わらず、処理案が決裁されていた。

起案者の上司又は決裁者は、処理案の可否を判断するための事項に不備がある場合には、必要に応じて起案者に補正させるなど、適正な取り扱いに留意されたい。

イ 収入の手続きについて

（ア）調定について

提出資料の調定書や収入伝票の日付から、実際に現金（預金）を収納した段階で、収入伝票の起票に合わせて調定書を起票しているもの、また、調定より前に納入通知書を発行しているものが見受けられた。

「地方財務実務提要」（株式会社ぎょうせい）によると、調定とは「地方自治法第２３１条に基づき歳入の内容を調査し収入金額を決定する行為」とされており、収入事務の起点である。

また、光市病院局会計規程（以下「会計規程」という。）第１４条の「収入の調定」から第１６条「納入通知書の送付」までの規定により、基本的な収入事務の処理手順は、「調定（及び振替伝票の発行）」、「納入通知書又は請求書の送付」、「収納」という流れになることが分かる。

したがって、事前に収入の原因や収入額が把握できるものについて、実際に現金（預金）を収納したと同時に調定したり、調定より前に納入通知書を送付したりすることは、会計規程で定める流れと異なっていると言える。

調定の意味や会計規程を再度確認するとともに、適切な事務処理に留意されたい。

（イ）使用料に係る消費税の課税区分について

電柱及び電話柱の設置など、土地の使用を許可しているものについて、その使用料収入を消費税の課税対象として取り扱っていた。

消費税法第6条及び同法別表第2並びに消費税法施行令第8条により、期間が1か月に満たない場合などを除き非課税に区分されるので、適切な事務処理に留意されたい。

（3）光市病院局（大和総合病院関係分）

ア 許可の手続きについて

（ア）使用許可決定通知書の記載事項について

使用許可決定通知書には、許可の「理由」や「使用開始日」の項目があるものの、「理由」には「－」のみが記載され、「使用開始日」には使用期間が記載されていた。

「理由」の項目は、使用料規程第2条に基づき適切に記載されたい。

また、この様式は使用料規程で定めているものであることから、記載内容を任意に変更し、又は省略することのないよう留意されたい。

(イ) 許可条件書の記載内容及び許可条件の履行について

食堂、厨房及び売店の使用許可について、使用許可決定通知書は光市病院事業管理者により発出されているが、使用許可条件書では大和総合病院が許可する表現になっている。

許可権者は光市病院事業管理者であることから、適切な記載内容にされるよう留意されたい。

また、使用許可条件書に記載された事項の一部が履行されていないものがあった。

許可の条件は相手方に課された義務であるため、確実に履行するよう指導されたい。

イ 使用料の額について

(ア) 使用料の算定について

電柱の設置に係る土地の使用許可について、使用料規程に基づかない方法で使用料を算定していたものや、支線が使用料の対象外である理由の記載や根拠資料の添付もなく決裁されていたものが見受けられたので、毎年更新されるものであっても、その都度適切な事務処理に留意されたい。

ウ 収入の手続きについて

(ア) 調定について

提出資料の調定書や収入伝票の日付から、実際に現金(預金)を収納した段階で、収入伝票の起票に合わせて調定書を起票しているもの、また、調定より前に納入通知書を発行しているものが見受けられた。

「地方財務実務提要」(株式会社ぎょうせい)によると、調定とは「地方自治法第231条に基づき歳入の内容を調

査し収入金額を決定する行為」とされており、収入事務の起点である。

また、会計規程第14条の「収入の調定」から第16条「納入通知書の送付」までの規定により、基本的な収入事務の処理手順は、「調定（及び振替伝票の発行）」、「納入通知書又は請求書の送付」、「収納」という流れになることが分かる。

したがって、事前に収入の原因や収入額が把握できるものについて、実際に現金（預金）を収納したと同時に調定したり、調定より前に納入通知書を送付したりすることは、会計規程で定める流れと異なっていると言える。

調定の意味や会計規程を再度確認するとともに、適切な事務処理に留意されたい。

（イ）納期限の設定について

使用料規程第6条において、使用料は管理者が指定する期日までに納入しなければならないことになっているが、この期日が指定されていない。

確実な収入確保のため、適切な事務処理に留意されたい。

（ウ）使用料に係る消費税の課税区分について

電柱及び電話柱の設置など、土地の使用を許可しているものについて、その使用料収入を消費税の課税対象として取り扱っていた。

消費税法第6条及び同法別表第2並びに消費税法施行令第8条により、期間が1か月に満たない場合などを除き非課税に区分されるので、適切な事務処理に留意されたい。

(エ) 振替伝票の起票について

会計規程第14条第2項により、調定後に振替伝票を発行しなければならないとされているが、実際には発行されていないものが見受けられた。

使用料規程による使用料は、同項ただし書きの規定による省略できる場合に該当しないので、会計規程に沿った適切な事務処理に留意されたい。

エ 行政財産を使用させる根拠について

(ア) 法や規程上の根拠について

入院患者への理・美容サービスを行うために面談室を使用するものについて、地方公営企業法第33条第3項による使用料規程を根拠にその使用料を定めていることから、地方自治法第238条の4第7項による行政財産の目的外使用許可、すなわち「行政処分」として取り扱っていることになるが、相手方からの申請書の提出や、病院事業管理者名での許可書の発行もなく、使用料規程で定める手続きが行われていない。

また、起案文書において「施設使用契約」と表記しているほか、「市有財産の施設使用契約書」と称する文書を作成するなど、地方自治法第238条の4第2項第4号による「貸し付け」とも解釈しうる事務手続きを行っている。

さらに、食堂、厨房及び売店を使用させるものについて、申請書の提出などの手続きは使用料規程に沿った行政処分の取り扱いであるが、使用許可条件書に「契約解除」などの記載が見受けられ、法や規程の根拠に一貫性がない。

地方自治法におけるそれぞれの主旨や取り扱いの違いを踏まえ、実態に即した適切な事務処理に留意されたい。

8 最後に

今年度は、光市病院局（介護老人保健施設事業を除く）及び光市水道局における、地方自治法第238条の4第7項による行政財産の目的外使用許可に係る一連の事務手続きについて監査を実施した。

監査の結果、検討又は改善をお願いしたい事項は先に述べたとおりであるが、行政財産の目的外使用に係る使用料に関する事項は、地方公営企業法第33条により公営企業管理者が定めることになっていることを踏まえ、毎年使用許可が更新されているにも関わらず現行の使用料規程に明確な区分が設けられていないものや、減免対象に関する取り扱いが定められていないことなど、今後の見通しを整理のうえ、使用料規程における対応の要否についても検討されるよう申し添えたい。

行政財産は、普通地方公共団体の行政目的の達成のために利用されるべきものであって、原則として売り払いや私権の設定などは禁止されているが、その用途又は目的を妨げないものとして他人に使用させる場合に限り、例外的な取り扱いとして目的外使用の許可処分を行うことができることとなっている。

地方公営企業の資産は市民サービスのために活用すべきものであることから、相手方が適切かどうかの確認をはじめ、許可条件の履行確認に至るまで、意思形成過程における透明性の担保を念頭に、引き続き、法や規程等の定めに沿った適切な事務手続きを行われるよう望むものである。

